

制定日：2021年2月22日

更新日：2021年5月17日

更新日：2021年10月5日

## グリーン住宅ポイント制度 交換商品事業者登録規約

グリーン住宅ポイント制度 交換商品事業者登録規約（以下「本規約」という。）は、国の指導監督の下実施するグリーン住宅ポイント制度（以下「本制度」という。）において、グリーン住宅ポイント事務局（以下「事務局」という。）が、グリーン住宅ポイント（以下「ポイント」という。）と交換できる交換商品（以下「交換商品」という。）の提供者として登録した法人、団体等（以下「交換商品事業者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

### 1. 交換商品事業者の登録要件

- 1 交換商品事業者は、登録後も「グリーン住宅ポイント制度におけるポイント交換商品の募集について」（以下「募集要項」という。）に定める交換商品事業者の要件に反してはならず、事務局が定める「グリーン住宅ポイント制度 商品交換ガイドライン」第9条2項に定める最終の納品完了報告日を経過するまでこれを維持しなければならない。
- 2 交換商品事業者は、本規約の他、事務局が別途定める「グリーン住宅ポイント制度 商品交換ガイドライン」および事務局所定のマニュアルその他交換商品事業者に対して事務局が求める事項（以下「ガイドライン等」という。）に基づき、ポイントと交換商品との交換（以下「商品交換」という。）を行う。
- 3 事務局は、交換商品事業者が本規約およびガイドライン等に違反している、または違反行為を行うおそれがあると判断した場合、交換商品事業者に事前の通知をすることなく、交換商品事業者の登録を停止し、商品交換の全部または一部を停止することができる。
- 4 前項の場合、事務局は、交換商品事業者の登録を停止した旨および商品交換を停止した旨とその理由を遅滞なく書面をもって当該交換商品事業者に通知するものとする。

### 2. 交換商品の登録・商品交換

- 1 交換商品事業者は、ガイドライン等に基づき、募集要項において事務局が定める要件に適合した交換商品の登録・変更を事務局が提供するシステム（以下「交換商品事業者ポータル」という。）上で行う。
- 2 交換商品事業者は、ガイドライン等に基づき交換商品を申請者に納品し、納品完了の報告（以下「納品完了報告」という。）を交換商品事業者ポータル上で行う。

### 3. 交換商品への責任

- 1 交換商品の品質、引渡、保守、修理、アフターサービス、欠陥、知的財産権侵害等の交換商品に関する責任は、全て交換商品事業者が負い、交換商品に関する紛争・苦情（品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違い等を原因とする紛争・苦情の他、事実誤認、優良誤認、有利誤認、商標権侵害等を原因とする紛争・苦情を含む。）や問い合わせ等について、ガイドライン等に基づき交換商品事業者の責任にお

いて解決する。ただし、当該紛争・苦情が事務局の故意または重大な過失により生じた場合は、この限りではない。

- 2 交換商品に関して申請者からの疑義・クレーム等が発生した場合、交換商品事業者は、自らの単独の責任と負担をもって解決し、事務局には一切の損害、損失、費用その他の不利益（以下「損害等」という。）を与えないものとし、事務局が被った損害等（事務局が対応を余儀なくされたことに伴う事務負担、訴訟費用および弁護士費用等を含む。）を直ちに賠償・補填するものとする。ただし、当該疑義・クレーム等が事務局の故意または重大な過失により生じた場合は、この限りではない。

#### 4. 交換商品事業者の運営体制

交換商品事業者は、登録から事務局が定める「グリーン住宅ポイント制度 商品交換ガイドライン」第9条2項に定める最終の納品完了報告日を経過するまで、以下に掲げる体制を保持する。なお、（5）については本制度のすべての手続きが終了する令和5年5月31日まで継続すること。

- （1）交換商品事業者ポータルの利用にあたり、事務局が推奨するシステム環境の設置および安定して接続可能なインターネット回線を整備すること。
- （2）事務局との連絡担当者を配置し、遅滞なく連絡が取れる環境を維持すること。なお、交換商品事業者ポータルに登録した情報に変更があった場合、交換商品事業者ポータルを通じてすみやかに事務局に届け出ること。
- （3）交換商品事業者ポータルを確認し、ガイドライン等に定める納品依頼に応じた商品の手配、納品完了報告等の事務手続きを遅滞なく対応できる人員を配置すること。
- （4）交換商品事業者ポータル上の交換商品について、新規登録、情報更新等の必要なメンテナンスを遅滞なく行うことができる体制を整備すること。
- （5）電話および電子メールにより、申請者および事務局からの交換商品または配送状況等に関する問い合わせに対応できる人員を配置すること。
- （6）交換商品に関する配送およびアフターサービスの実施体制を整えること。
- （7）受注情報や送付先情報等の情報管理を適切に実施できる体制を整備すること。
- （8）交換商品の不正交換を防止するため、必要な措置を講じること。
- （9）その他、交換商品事業者の業務について、本規約およびガイドライン等に従い商品交換を適切に行うことができる体制を整備すること。

#### 5. 連絡・通知

- 1 事務局から交換商品事業者への連絡・通知は、別途合意がある場合を除き、交換商品事業者ポータル上の連絡欄または交換商品事業者があらかじめ事務局に届け出たメールアドレス宛での電子メールにより行うものとする。当該電子メールは、発信後直ちに交換商品事業者に到達したものとみなす。
- 2 交換商品事業者から事務局への連絡・通知は、別途合意がある場合を除き、事務局があらかじめ交換商品事業者に通知したメールアドレス宛での電子メールにより行うものとする。
- 3 通信障害等やむを得ない事態が発生した場合は、事務局が適当と認める他の方法により必要となる連絡・通知を行うものとする。
- 4 交換商品事業者は、本規約およびガイドライン等の変更について、事務局から交換商品事業者に変更内容を通知した後において交換商品事業者ポータルを利用したことにより、変更の事実および内容を承認したものとみなす。

#### 6. 業務の委託

- 1 商品交換に関する業務を第三者に委託する場合、交換商品事業者は、当該委託先に

対し本規約に定める交換商品事業者の義務と同一の義務を課すとともに、当該委託先の義務を当該委託先と連帯して履行する責任を負う。

- 2 事務局が要求する場合、交換商品事業者は、当該委託先の名称および住所その他事務局が求める情報（当該委託先からの再委託先がある場合にはその名称および住所等も含む。）をすみやかに事務局に報告するものとする。

## 7. 禁止事項

交換商品事業者は、以下に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 商品交換により発生する事務局または国に対する債権およびその他一切の権利および義務ならびに本規約に基づき締結される事務局との間の契約上の地位について、第三者に対して譲渡し、移転し、または担保に供すること。
- (2) 不正な申請であることを知りながら、または知り得たにも関わらず商品交換に応じること。
- (3) 本制度の趣旨に反する交換商品の登録および提供をすること。
- (4) 交換商品事業者の業務上、交換商品事業者が知った申請者の個人情報や、商品交換その他の交換商品事業者の義務を履行する目的以外の目的で利用すること。
- (5) 国、事務局および本制度の商標や呼称を用いて、これを自らが保有する、もしくは自らを示すものであるかのような、または、交換商品事業者自らの、もしくは交換商品の有利性・優越性等を示すような表現をすること。
- (6) 国、事務局、申請者および第三者の財産およびプライバシーを侵害する行為または侵害するおそれのある行為をすること。
- (7) 国、事務局および第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為をすること。
- (8) 国、事務局および第三者を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為をすること。
- (9) その他、事務局が定めた禁止行為をすること。

## 8. 支払条件と方法

- 1 交換商品事業者は、交換商品事業者ポータル上に登録された納品完了報告に基づき、各月において総ポイント数を集計し、当該総ポイント数に対して、1ポイントあたり1円で換算した金額（以下「交換商品代金相当額」という。）を事務局に請求することができる。
- 2 交換商品事業者は、事務局が別途定める方法により、毎月20日締め（その日が営業日でない場合は、その前の営業日を締め日とする）で交換商品代金相当額の請求を行う。なお、締め日を事務局が別途通知した場合はそれに従う。
- 3 事務局は、交換商品事業者から交換商品事業者ポータルに登録された納品完了報告および請求内容について確認し、国から事務局へ補助金の交付が行われた後、事務局が定める金融機関から交換商品事業者の指定する口座に交換商品代金相当額を支払うものとする。
- 4 事務局から交換商品事業者への支払日は、特に事務局から指定がない場合、翌月末日（その日が営業日でない場合は、その前の営業日とする。）とする。

## 9. 支払保留・返金

- 1 交換商品事業者は、以下に掲げる事項に該当する場合、当該不正行為に係る交換商品代金相当額の請求権を有さないものとする。
  - (1) 交換商品事業者が商品交換に際して不正行為（本規約およびガイドライン等に

- 定める事項の他、本制度について事務局が作成した規約、本制度について事務局が行った告知、発表等に違反する行為をいう。以下同じ。)を行った場合
- (2) 申請者により不正行為が行われた場合において、交換商品事業者が当該申請者の不正行為の事実を知りまたは過失により知らなかった場合
  - (3) ガイドライン等に基づき交換商品の登録を削除された場合
  - (4) ガイドライン等に基づき申請者が希望商品を受領して5日以内に代替商品の納品を求める連絡をしたにも関わらず、交換商品事業者がこれに応じない場合
- 2 事務局は、前項に掲げる事項に該当する疑いがある場合には、事実の有無および前項に掲げる事項に該当するか否か調査するため、当該交換商品の交換商品代金相当額の支払いを留保できる。
  - 3 交換商品事業者は、第8条第3項の代金が支払われた後に第1項に該当する事項が判明した場合、交換商品事業者は、当該交換商品の交換商品代金相当額につき、事務局に返還するものとする。ただし、第1項に該当する事項が明らかに事務局または第三者の責めに帰すべき事由により引き起こされたものであるときはこの限りでない。

#### 1 0. 交換商品事業者ポータルの利用権限の停止

- 1 事務局は、交換商品事業者に事前または事後に交換商品事業者ポータル利用権限停止を通知することにより、交換商品事業者ポータル利用権限の一部または全部を停止することができるものとする。
- 2 前項に基づき、交換商品事業者ポータル利用権限を停止した場合、事務局は、遅滞なく書面にて、交換商品事業者に交換商品事業者ポータル利用権限を停止した旨とその理由を通知するものとする。
- 3 第1項に基づく停止によって交換商品事業者がなんらかの損失を被ったとしても、事務局は、これを賠償・補填する義務を負わないものとする。

#### 1 1. 免責

- 1 事務局は、以下から発生した交換商品事業者または第三者の損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
  - (1) 通信回線の事故、輻輳または混雑
  - (2) 通信事業者の業務の中断
  - (3) 交換商品事業者のシステムまたは通信回線上で起こったデータのエラー、喪失その他の障害
  - (4) 交換商品事業者と申請者、配送業者および第三者との間に生じる一切の紛争・苦情、疑義・クレーム、損害。ただし損害が事務局の故意または重大な過失により生じたものである場合はこの限りではない。
- 2 事務局は、天災地変、法令の制定または改廃、交通事故その他の輸送機関の事故、公権力の行使に基づく処分、公権力による実力の行使、労働争議、その他やむを得ない事情から発生した交換商品事業者の損害（申請者ならびにその他の第三者の損害を交換商品事業者が補填した場合を含む。）に対しては、一切責任を負わないものとする。
- 3 事務局は、事務局の責めに帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、拡大損害および逸失利益を交換商品事業者に対して賠償する責任を負わないものとする。

#### 1 2. 交換商品事業者の秘密保持義務と個人情報保護義務

- 1 交換商品事業者は、本制度に関連して事務局から交換商品事業者に対し開示される

技術上または営業上の情報（以下「秘密情報」という。ただし、以下に定義する個人情報を除く。）および本制度に関連して事務局から交換商品事業者に対し提供される申請者の氏名、生年月日、メールアドレス等の特定の個人を識別することができる情報（以下「個人情報」という。）を商品交換その他の交換商品事業者の義務を履行する目的以外の目的で、第三者に漏洩・開示または公表してはならないものとする。ただし、事務局の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではない。

- 2 交換商品事業者は、秘密情報および個人情報の安全管理のために、組織的、人的、物理的および技術的な安全管理措置を講じなければならない。
- 3 交換商品事業者は、秘密情報および個人情報を商品交換その他の交換商品事業者の義務を履行する目的のために複製、加工および利用することができるが、第1項に定める目的以外の目的のために複製、加工および利用してはならないものとする。
- 4 交換商品事業者は、事務局の指示に従い、秘密情報および個人情報の全て（複製したものを含む。）を返却、廃棄または消去するものとする。ただし、適用を受ける法令や行政指導等により保管が求められているものを除く。当該返却、廃棄または消去に要する費用は、交換商品事業者が負担するものとする。
- 5 事務局および交換商品事業者は、事務局が別途定める方法により、事務局から交換商品事業者へ提供される秘密情報および個人情報の廃棄または消去を確認するものとする。
- 6 事務局が要求する場合、交換商品事業者は、交換商品事業者が保有している秘密情報および個人情報の管理状態を事務局に報告するものとする。
- 7 事務局は、交換商品事業者に対し、事前の書面による通知により、事務局が交換商品事業者の業務の適正を確認するために必要と認める範囲内において、交換商品事業者の事業所その他秘密情報および個人情報の管理場所または使用場所に立入り、関連する書類等の提出を求める等秘密情報および個人情報の管理等の情報セキュリティ監査を行うことができるものとする。
- 8 事務局および交換商品事業者は、秘密情報または個人情報の漏えい等の事故が発生し、または発生したおそれのあることを知った場合、当該事故の発生原因の如何に関わらず、直ちにその旨を相手方に報告し、事務局と交換商品事業者が協議の上、適切な措置を講じるものとする。
- 9 事務局および交換商品事業者は、前項の事故について事故を引き起こした責任がいずれにあるかを協議の上、確定するものとする。
- 10 事故に対する措置費用および事故により生じた損害（通常生ずべき損害に限定され、逸失利益は除く。）については、前項に基づき確定された事故を引き起こした責任があると認められた者が負担する。
- 11 交換商品事業者は、登録から事務局が定める「グリーン住宅ポイント制度 商品交換ガイドライン」第9条2項に定める最終の納品完了報告日を経過するまで、以下に掲げる体制を保持する。また、第1項に関わらず、交換商品事業者が商品交換に関する業務を第三者に委託する場合、以下のいずれの条件も満たす委託先へのみ委託業務に必要な範囲内で個人情報を開示することができる。
  - (1) 公証認証制度（プライバシーマーク等）を取得している、もしくはこれと同等の安全管理体制を有している。
  - (2) 個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー等）が制定されている。
  - (3) 個人情報の安全管理に関する取扱規定が制定されている。
  - (4) 個人情報の取扱状況の監査に係る規定が制定されている。
  - (5) 事務局による当該委託先に対する監査が認められている。
  - (6) 交換商品事業者と当該委託先との契約において個人情報保護に関する条項が入っている、あるいは個人情報保護に関する契約が締結されている。
- 12 前項に基づき交換商品事業者が個人情報を当該委託先に利用させる場合、交換商品

事業者は、取扱いを委託した個人情報につき、本規約に定める安全管理が図られるよう、当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### 1 3. 暴力団排除

交換商品事業者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者でないことを表明し、これを保証する。

### 1 4. 管轄裁判所

本規約に定める事項につき紛争が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

### 1 5. 本規約に定めのない事項

本規約に定めのない事項が生じたとき、または、各項の解釈につき疑義が生じた場合は、事務局および交換商品事業者は協議して解決に当たるものとする。

### 1 6. 本規約の変更

事務局が本規約を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本制度に係るウェブサイトおよびその他の告知物等により、本規約の変更をする旨、変更内容および変更の効力発生時期を周知するものとする。ただし、上記に関わらず、当該変更が交換商品事業者一般の利益に適合するとき、または緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、または変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとする。

変更後の本規約については、事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとする。

以上